

第26期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年9月25日（木曜日）
午後1時00分

場所

札幌市中央区北4条西4丁目1番地
札幌国際ビル8階

（「第26期 定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

- 本総会の議決権行使につきましては、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご返送いただくか、インターネット等による方法もございます。
- 本総会当日の様子はウェビナー形式でご視聴いただけます。詳細につきましては、本招集通知と合わせてお送りする別紙をご覧ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する長期株式報酬に係る報酬改定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する長期株式報酬に係る報酬改定の件



Fibergate Inc.

株式会社ファイバーゲート

証券コード：9450

経営理念

「ありがとう」を集める。

私たちは感謝の気持ちを忘れません

私たちは良識を守ります

私たちは社会に貢献します

私たちは正々堂々と利益を追求します

私たちは幸せになります

当社グループは、お客様の事業活動を支える基盤となる総合的な通信環境やエネルギー環境を構築する「構内インフラ・インテグレーター」としての役割を強化します。

通信ベンダーや再エネベンダーが多数存在する中で、企画・開発からアフターサポートまで一貫通貫で内製化し、品質・業務効率・価格競争力の全てにおいて最適なソリューションを提供できる企業は他に類を見ません。私たちは、大規模施設向けではなく「ミドルマーケット」に特化し、コストパフォーマンスに優れたサービスで、お客様のニーズに応えることを強みとしています。これは、長年事業を行ってきた経験と、自社で不動産事業を行いながらサービスの実験を繰り返した知見と、お客様に寄り添い柔軟に対応する当社グループの総合力がその礎となっています。

今後も、お客様をはじめすべてのステークホルダーの皆様からの信頼に応え、持続的な成長を実現すべく、全社員一丸となって邁進してまいります。どうか、皆様からのご指導ご鞭撻とご支援をお願い申し上げます。



代表取締役 社長執行役員

猪又 將哲

(証券コード9450)
2025年9月8日

株 主 各 位

札幌市中央区南1条西八丁目10番地3
第28桂和ビル

株式会社ファイバーゲート

代表取締役社長 執行役員 猪 又 将 哲

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◆当社ウェブサイト

<https://www.fibergate.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

◆東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファイバーゲート」又は「コード」に当社証券コード「9450」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬具

記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午後1時00分（受付開始：午後12時30分）
2. 場 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
札幌国際ビル 8階

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第26期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する長期株式報酬に係る報酬改定の件

第5号議案 監査等委員である取締役に対する長期株式報酬に係る報酬改定の件

以 上

◎当日ご出席の際はお手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

1. 株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
2. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

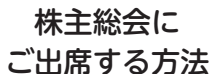
- ①事業報告の「会計監査人の状況」
- ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ③事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑤連結計算書類の「連結注記表」
- ⑥計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑦計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



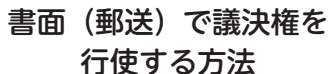
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

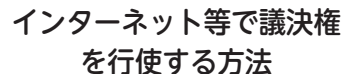
2025年9月25日（木曜日）
午後1時00分



議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年9月24日（水曜日）
午後6時到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月24日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

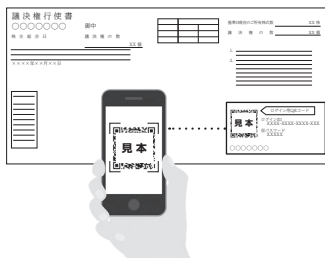
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議決に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

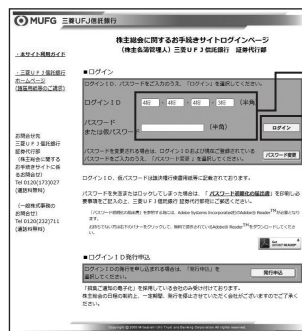


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、成長投資による業績拡大を目指すとともに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして捉えております。

各事業年度の利益を大きく三分割し、原則として、うち三分の一を株主の皆様への還元として利益配当の原資とし、うち三分の一を重要な人的資本である役職員への還元及び会社がさらに成長するための事業投資に活用し、残り三分の一を内部留保とする「三方良し」を前提に配当性向33%程度を基本と設定しつつも、株主還元をより重視、かつ、財務強化の切迫性も低下したと見做し、年27円の配当を維持する計画であります。

以上を踏まえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金13.5円

配当総額 271,638,806円

なお、中間配当金として1株につき金13.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき27.0円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

提案の理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案が原案通り承認された場合、取締役6名のうち2名を東京証券取引所および札幌証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

（取締役候補者の選定）

当社は、企業理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社グループの更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、その任期为1年として、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。

具体的には、IT業界、金融業界、会社経営、法曹、行政、コンサルティング等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定および監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。またスキルの多様性・バランスを考慮したうえで選任しております。

本総会において取締役選任に係る議案が原案通り承認された場合、6名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定および監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。また、当社は取締役の多様性も重視しており、取締役候補者6名のうち女性2名を選定しております。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	再任 いの猪 また又 まさ將 のり哲	代表取締役 社長執行役員	14回／14回 (100%)
2	再任 いし石 かわ川 だい大 すけ輔	取締役 副社長執行役員 営業統括 兼 北海道営業本部長	14回／14回 (100%)
3	再任 かね金 こ子 ひさし尚	取締役 常務執行役員 エネルギー事業推進部長	14回／14回 (100%)
4	再任 いし石 まる丸 み美 え枝	取締役 執行役員 経営管理本部長	14回／14回 (100%)
5	再任 しの篠 だ田 のぶ信 ゆき幸 社外 独立	取締役 指名報酬委員会委員長	14回／14回 (100%)
6	再任 しま島 はた畑 ち知 か可 こ子 社外 独立	取締役	14回／14回 (100%)
再任	再任取締役候補者	社外 社外取締役候補者	独立 東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の株 式数
1	いの また まさ のり 猪 又 将 哲 (1965年2月26日生) 【取締役候補者】 再 任	1987年4月 興亜火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）入社 1995年12月 株式会社マイネット代表取締役 2003年11月 当社代表取締役社長 2008年12月 株式会社LEOC監査役 2011年6月 株式会社MIコーポレーション代表取締役（現任） 2020年1月 株式会社FG-Lab取締役（現任） 2020年3月 株式会社BizGenesis取締役 2020年12月 公益財団法人MI財団代表理事（現任） 2021年2月 株式会社FGスマートアセット取締役（現任） 2021年7月 株式会社オフグリッドラボ代表取締役社長（現任） 2022年5月 一般社団法人Sakura Aid代表理事（現任） 2022年11月 一般社団法人MIマネジメント代表理事（現任） 2023年1月 株式会社3eee社外取締役（現任） 2024年5月 一般社団法人集合住宅デジタル高度化協議会理事（現任） 2024年9月 当社代表取締役社長 執行役員（現任） 2025年6月 公益社団法人北海道観光機構 理事副会長（現任） 2025年8月 株式会社パワーでんきイノベーション 取締役（現任）	2,794,790株
	取締役候補者とした理由	当社設立時から代表取締役社長を務め、この期間を通して当社の発展をリードし、一つでも多くの「ありがとう」を集めるという、当社の企業文化を形成・涵養してきました。事業戦略の展開という面から広く当社グループを指導し、自ら責任を持って率先垂範して臨み、業績を伸ばし続けています。このような業績、経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であり、取締役候補者いたしました。	
	特別の利害関係	猪又氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株数
2	いし かわ だい すけ 石 川 大 輔 (1989年7月31日生) 【取締役候補者】 再任	2012年 4 月 当社入社 2019年 8 月 当社営業推進本部レジデンスWi-Fi営業部長 2020年 7 月 当社営業推進本部 東日本営業部長 2021年 9 月 当社執行役員営業推進副本部長兼東日本営業部長 2022年 7 月 当社執行役員 ホームユース営業本部長兼西日本営業部長 2022年 9 月 当社取締役ホームユース営業本部長兼西日本営業部長 2023年 5 月 当社取締役ホームユース営業本部長兼西日本営業部長兼ビジネスユース営業副本部長 2023年 8 月 当社取締役ホームユース営業本部長兼ビジネスユース営業副本部長 2024年 7 月 当社取締役ビジネスユース営業本部長 2024年 7 月 株式会社エネパルス取締役（現任） 2024年 9 月 当社取締役副社長執行役員 営業統括 兼 ビジネスユース営業本部長 2025年 7 月 当社取締役副社長執行役員 営業統括 兼 北海道営業本部長（現任）	8,420株
		当社入社以来、営業部門の業務に従事し、現在は営業部門を統括しております。主に営業部門の重要事項の決定事項および営業部門の強化を推進してまいりました。当社における豊富な業務経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	
		取締役候補者とした理由	
		特別の利害関係	
		石川氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当〔重要な兼職の状況〕	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	かね こ ひさし 金 子 尚 (1966年4月25日生) 【取締役候補者】 再 任	1989年 4 月 青梅信用金庫入社 1994年 7 月 株式会社大阪有線放送社（現株式会社USEN）入社 2009年 6 月 株式会社UCOM入社 2013年10月 当社入社 マンションISP事業本部東日本営業部長 2015年 7 月 当社執行役員営業本部東日本営業部長 2016年 7 月 当社上級執行役員営業本部東日本営業部長 2020年 2 月 当社常務執行役員営業推進本部レジデンスWi-Fi営業部長 2021年 2 月 株式会社FGスマートアセット取締役（現任） 2021年 7 月 当社常務執行役員営業推進本部長兼事業開発部長 2022年 7 月 当社常務取締役ビジネスユース営業本部長兼事業開発部長 2022年 9 月 株式会社オフグリッドラボ取締役（現任） 2024年 7 月 当社常務取締役事業開発部長 2024年 9 月 当社取締役常務執行役員 事業開発部長 2025年 1 月 当社取締役常務執行役員 エネルギー事業推進部長（現任）	107,520株
	取締役候補者とした理由	長年にわたる通信関連事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、経営に関する見識を有しております。また当社入社以来、営業部門の業務に従事し、営業推進本部を統括しておりました。現在はエネルギー事業推進部長として、再生可能エネルギー（電力）事業の推進を行っております。主に経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に携わり、営業部門の強化を推進してまいりました。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	金子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所 有 す る 当 社 の 株 式 株 数
4	いし まる み え 石 丸 美 枝 (1969年11月2日生) 【取締役候補者】 再 任	1997年11月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人） 入所 2003年 4 月 公認会計士登録 2010年 2 月 公認会計士石丸会計事務所所長（現任） 2011年 5 月 税理士登録 2012年 6 月 株式会社電算取締役 2018年 7 月 株式会社じゃんぱら社外取締役 2018年 9 月 当社社外取締役 2019年 9 月 当社取締役経営管理副本部長兼財務経理部長 2020年 1 月 株式会社FG-Lab監査役（現任） 2020年 3 月 株式会社BizGenesis監査役 2021年 7 月 当社取締役経営管理本部長兼財務経理部長 2023年 1 月 当社取締役経営管理本部長 2024年 9 月 当社取締役執行役員 経営管理本部長（現任） 2025年 6 月 日本郵便株式会社 社外監査役（現任）	10,020株
	取締役候補者とした理由	当社入社以来、経営管理部門の業務に従事し、現在は経営管理本部を統括しております。経営管理部署の業務執行の監督等に携わり、財務経理部門の管理監督を行ってまいりました。また公認会計士としての豊富なキャリアと専門的な知識と経験を有していることから当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	
	特別の利害関係	石丸氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当〔重要な兼職の状況〕	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	しの だ のぶ ゆき 篠 田 信 幸 (1951年8月30日生) 【社外取締役候補者】 再 任 社 外 独 立	1974年 4 月 株式会社西武百貨店入社 1995年 3 月 同社人事部人事一課長兼池袋人事部長 1997年 3 月 株式会社ロフト入社 2002年 9 月 同社執行役員 2008年 5 月 同社取締役執行役員経営企画担当 2011年 3 月 同社管理部門担当 2016年 6 月 当社社外取締役（現任） 2020年 1 月 当社報酬委員会委員長 2023年 8 月 当社指名報酬委員会委員長（現任）	3,800株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	篠田氏は、これまで培われた経営マネジメントに関する豊富な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監督の遂行と的確な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。	
	特別の利害関係	篠田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の株式数
6	しま はた ち か こ 島 畑 知 可 子 (1985年1月30日生) 【社外取締役候補者】 再任 社外 独立	2007年4月 新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)札幌支店 入社 2012年10月 日本年金機構札幌西年金事務所 入所 2013年4月 社会保険労務士登録 2013年4月 社労士事務所Pirika Office代表(現任) 2020年6月 株式会社Pirika代表取締役(現任) 2020年9月 当社社外取締役(現任)	4,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	島畑氏は、社会保険労務士の資格を持ち、人事労務において豊富なキャリアと専門的な知識と経験を有しております。その知識と経験を当社の取締役会体制に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。選任後は社会保険労務士としての専門的な知見を活かし、主に労働法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。	
	特別の利害関係	島畑氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

(注)

- 「所有する当社の株式数」については、各候補者の2025年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
- 篠田信幸氏及び島畑知可子氏は、社外取締役候補者であります。両氏が取締役として選任された場合当社は両氏を引き続き東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める独立役員とする予定であります。
- 社外取締役候補者であります篠田信幸氏及び島畑知可子氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、篠田信幸氏は9年、島畑知可子氏は5年となります。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者が取締役として選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また次回更新時には同内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告の4.会社役員の状況(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等をご参照ください。
- 当社は、社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、定款において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより、篠田信幸氏及び島畑知可子氏とは、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

提案の理由

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は監査等委員会の同意を得ております。

なお、本議案が原案通り承認された場合、監査等委員である取締役3名のうち2名を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める独立役員とする予定であります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				当社における 地位及び担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	再任	立	田	哲 朗	常勤監査等委員	14回／14回 (100%)	14回／14回 (100%)
2	再任	小	幡	朋 弘	社外監査等委員	14回／14回 (100%)	14回／14回 (100%)
3	再任	鎌	田	啓 志	社外監査等委員	14回／14回 (100%)	14回／14回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株式数
1	たつ た てつ お 立 田 哲 朗 (1949年11月22日生) 【監査等委員である取締役候補者】 再任	1973年 4 月 北海道銀行入行 2002年 7 月 株式会社キョクイチロジ常務取締役 2003年 5 月 株式会社マルキタ常務取締役 2006年 5 月 株式会社マルキタ代表取締役社長 2014年 6 月 株式会社キョクイチ専務取締役 2014年 6 月 株式会社キョクイチロジ監査役 2014年 6 月 東和食品株式会社監査役 2017年 4 月 株式会社キョクイチホールディングス専務取締役 2017年 5 月 株式会社マルキタ監査役 2018年10月 当社入社 2019年 6 月 富良野地方卸売市場株式会社社外監査役（現任） 2019年 8 月 当社内部監査室室長 2021年 9 月 当社取締役（常勤監査等委員）就任（現任） 2021年 9 月 飛博網通科技股份有限公司 監査役就任（現任） 2023年 6 月 株式会社魚はん非常勤監査役（現任）	10,100株
	監査等委員である取締役候補者とした理由	立田氏は、長年にわたり銀行業界にて従事し北海道経済を支える役割を果たしてこられました。これまで培われた経営マネジメントに関する豊富な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監督の遂行と的確な助言を期待できること、及び当社の内部監査室長に就任しており、内部監査の視点で社内の監督が期待できることから、監査等委員である取締役候補者いたしました。	
	特別の利害関係	立田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株 式数
2	お ば た と も ひ ろ 小 幡 朋 弘 (1975年10月15日生) 【監査等委員である社 外取締役候補者】 再任 社 外 独 立	2005年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2005年10月 平出法律事務所（現平出・高橋法律事務所）入所 2012年 1 月 弁護士法人太田・小幡総合法律事務所共同設立東 京事務所代表 2013年 6 月 株式会社 R S テクノロジー社外監査役 2015年11月 株式会社東北エンタープライズ社外取締役（現 任） 2016年 6 月 当社社外監査役 2020年 5 月 弁護士法人PLAZA総合法律事務所代表社員（現 任） 2021年 5 月 株式会社パラダイムシフト社外監査役（現任） 2021年 9 月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	3,800株
	監査等委員である社外 取締役候補者とした理 由及び期待される役割	小幡氏は、弁護士の資格を持ち、法務において豊富なキャリアと専門的な知識と経験を有しております。その知識と経験を当社の取締役会体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法務の観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。	
	特別の利害関係	小幡氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	所有する 当社の株 式数
3	かま だ ひろ し 鎌 田 啓 志 (1957年2月20日生) 【監査等委員である社 外取締役候補者】 再任 社外 独立	1979年4月 早坂会計事務所入所 1980年5月 フランスベッド販売株式会社入社 1982年4月 社団法人北海道商工指導センター入職 1986年4月 中小企業診断士登録(商業208717) 2000年4月 財団法人北海道中小企業総合支援センター (現公益財団法人北海道中小企業総合支援セ ンター) 入職 2015年4月 同法人企業振興部長 2016年4月 同法人経営支援部参与 2017年4月 オフィスK. 代表(現任) 2017年4月 当社社外監査役 2020年12月 公益財団法人MI財団監事(現任) 2021年9月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	一株
	監査等委員である社外 取締役候補者とした理 由及び期待される役割	鎌田氏は、これまで培われた経営マネジメントに関する豊富な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監督の遂行と的確な助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくと共に経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。	
	特別の利害関係	鎌田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

(注)

- 「所有する当社の株式数」については、各候補者の2025年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
- 小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏が取締役として選任された場合、当社は両氏を引き続き東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める独立役員とする予定であります。
- 小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏は、現に当社の社外取締役(監査等委員)であり、社外監査等委員に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって小幡朋弘氏は4年、鎌田啓志氏は4年となります。

4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また次回更新時には同内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告の4.会社役員の状況(3)役員等賠償責任保険契約の内容等の概要をご参照ください。
5. 当社は、社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、現行定款において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより、小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏とは、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

	監査等委員	社外役員	企業経営	当社事業に対する理解	ESG・SDGs	財務会計	人事労務	法務コンプライアンス	営業戦略マーケティング	新規事業テクノロジー	多様性 (性別 国籍 年齢)
猪又 将哲			●	●	●	●	●	●	●	●	
石川 大輔			●	●					●		
金子 尚			●	●					●	●	
石丸 美枝			●	●		●	●	●			●
篠田 信幸		●	●				●	●	●		
島畑 知可子		●	●		●		●	●			●
立田 哲朗	●		●	●				●			
小幡 朋弘	●	●	●					●			
鎌田 啓志	●	●	●					●			

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する長期株式報酬に係る報酬改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

(1) 制度の決議状況

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の金銭報酬額は、2021年9月28日開催の第22期定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、同定時株主総会において、当該報酬枠とはそれぞれ別枠で、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬制度（以下「制度Ⅰ」といいます。）及び監査等委員である取締役以外の取締役（以下本議案において「対象取締役」といいます。）に対する株式報酬制度（以下本議案において「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認いただいております。また、2023年9月27日開催の第24期定時株主総会において、制度Ⅰに基づき発行又は処分される各役務提供期間に係る当社普通株式の総数を56,000株以内、本制度に基づき発行又は処分される各役務提供期間に係る当社普通株式の総数を112,000株（うち社外取締役全員で12,000株）以内と変更することにつきご承認いただき、現在に至っております。

(2) 改定の内容及び理由

今般、当社及び当社競合他社を含む株式市場を取り巻く環境の変化及び昨今の経営環境の急速な変化に対応する必要性の増加に鑑みて、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるといふ本制度の目的を一層推進するため、①本制度の役務提供期間及び②本制度に基づく株式交付の条件のうち、経営目標に係る条件を変更したいと存じます。

それぞれの変更点の詳細は、以下の「2.本制度の改定項目及び内容等」に記載のとおりです。

本制度の内容等は、上記内容を除き、上限金額や上限株数、本制度に基づき交付する譲渡制限付株式の概要も含め、現行どおりといたします。また、制度Ⅰについては変更はございません。

(3) 提案を相当とする理由

本議案は、上記(2)記載の理由に基づき、上記(2)記載の本制度の目的を一層推進するために、本制度の内容を一部変更するものであり、本制度の変更に際しては、委員の過半数が社外役員で構成される指名報酬委員会の承認を得ております。また、当社は、本議案をご承認いただいた場合には、取締役の個人別の報酬等の決定方針を本議案末尾に記載のとおり変更することを予定しているところ、本議案は、上記目的及び当該方針に沿う内容の対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本制度に基づき対象取締役に1年間に発行又は処分される株式の上限数の発行済株式総数（2025年6月30日時点）に占める割合は、約0.56%であり、その希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の対象取締役は7名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

2. 本制度の改定項目及び内容等

本制度の概要は、対象取締役に対し、役務提供期間にわたって対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、第22期定時株主総会の第8号議案の3.(1)に定める算定方法により算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を役務提供期間終了後に交付するものであり、本議案に基づく本制度の改定項目及び内容は、以下のとおりです。

(1) 役務提供期間

ア 改定前

毎年の定時株主総会の開催日から2年後の定時株主総会の開催日までの期間

イ 改定後

毎年の定時株主総会の開催日から翌年の定時株主総会の開催日までの期間

(2) 本制度に係る報酬等の内容に係る本制度に基づく株式交付の条件

ア 改定前

本制度においては、各役務提供期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に当社株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 役務提供期間開始日が属する事業年度（以下「対象事業年度」といいます。）の当社株価成長率が1.0%を超えたこと

なお、当社株価成長率は、以下の式により算出されます。

$$\text{当社株価成長率} = \frac{B \div A}{D \div C}$$

A: 対象事業年度の直前事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値

B: 対象事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値

C: 対象事業年度の直前事業年度の第4四半期における東京証券取引所における同業他社の株式の普通取引の終値（以下「同業他社株式終値」といいます。）の単純平均値

D: 対象事業年度の第4四半期における同業他社株式終値の単純平均値

※同業他社とは、事業内容や会社規模等を勘案し当社取締役会にて指定する会社群を指します。

- ④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

イ 改定後

本制度においては、役務提供期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役
に当社株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 役務提供期間開始日が属する当社の事業年度（以下「対象事業年度」といいます。）の相対TSRが
1.0を超えたこと

なお、相対TSRは、対象事業年度の当社株主総利回り（Total Shareholder Return（TSR））を、
同期間のTOPIX（配当込み）成長率と比較して算出するものであり、相対TSR、対象事業年度の当社
TSR及び同期間のTOPIX（配当込み）成長率は、以下の算定式により算出されます。

$$\text{相対TSR} = \frac{\text{当社TSR}}{\text{TOPIX（配当込み成長率）}} = \frac{(B+C)/A}{E/D}$$

- A: 対象事業年度の初日の前日（同日を含む）の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社株式
の終値の平均値
- B: 対象事業年度の末日（同日を含む）の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社株式の終値
の平均値
- C: 対象事業年度における配当基準日に対応する当社株式1株あたり配当金の合計額
- D: 対象事業年度の初日の前日（同日を含む）の直前3か月の各日のTOPIX（配当込み）の終値の平均
値
- E: 対象事業年度の末日（同日を含む）の直前3か月の各日のTOPIX（配当込み）の終値の平均値

- ④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(ご参考)

【変更後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要】

当社は、2023年8月23日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容については、あらかじめ指名報酬委員会へ諮問し、答申を受ける旨を決議しております。

指名報酬委員会は社外取締役が委員長を担うとともに、委員の過半数を社外役員で構成することで客観性・透明性を強化しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a 基本方針

当社の取締役報酬につきましては、企業価値の持続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、職位に基づき支給される固定報酬、年度業績目標達成による株式報酬、経営目標達成による株式報酬で構成されております。また、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、固定報酬および経営目標達成による株式報酬で構成されております。

（ア）固定報酬

固定報酬は、職位等に応じて決定し、金銭にて毎月支給しております。

（イ）株式報酬

- ・年度業績目標達成による株式報酬および経営目標達成による株式報酬

下記b.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針をご参照ください。

b 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

- ・年度業績目標達成による株式報酬

監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）に対し、毎年の定時株主総会の開催日からその翌年の定時株主総会の開催日までの期間にわたって対象となる取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社株式を当該期間終了後に交付するものです。当社の経営管理の数値目標である「連結経常利益」を年度毎の数値目標として設定し、数値目標が達成された場合に支給いたします。

・経営目標達成による株式報酬

取締役に対し、毎年の定時株主総会の開催日から翌年の定時株主総会の開催日までの期間にわたって対象となる取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社株式を当該期間終了後に交付するものです。当社の経営管理の数値目標である相対TSRが1.0を超えた場合に支給いたします。

c 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員以外取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、職位に基づき金銭で支給される固定報酬、年度業績目標達成による株式報酬、経営目標達成による株式報酬とで構成されており、固定報酬、年度業績目標達成による株式報酬、経営目標達成による株式報酬の配分比率は、70%：10%：20%となることを目安とし、各取締役の職位および業績評価、報酬基準に基づき報酬等の額を決定しております。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、固定報酬および経営目標達成による株式報酬で構成されており、監査等委員以外の社外取締役の固定報酬および経営目標達成による株式報酬の配分比率は80%：20%になることを目安とし、各取締役の職位および報酬基準に基づき報酬等の額を決定しております。

d 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき当社代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、経営方針および目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して決定することとしております。

取締役会は、当該権限が当社代表取締役によって適切に行使されるよう、任意の指名報酬委員会を設置し、当社代表取締役が、取締役の報酬等の額の決定過程において、任意の指名報酬委員会が審議を行った取締役報酬計算方法等を十分に検討することとしております。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する長期株式報酬に係る報酬改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

(1) 制度の決議状況

当社の監査等委員である取締役の金銭報酬額は、2021年9月28日開催の第22期定時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただき、同定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、監査等委員である取締役（以下本議案において「対象取締役」といいます。）に対する株式報酬制度（以下本議案において「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認いただき、2023年9月27日開催の第24期定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分される各役務提供期間に係る当社普通株式の総数を23,000株以内と変更することにつきご承認いただいて、現在に至っております。

(2) 改定内容及び理由

今般、当社及び当社競合他社を含む株式市場を取り巻く環境の変化及び昨今の経営環境の急速な変化に対応する必要性の増加に鑑みて、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与するという本制度の目的を一層推進するため、①本制度の役務提供期間及び②本制度に基づく株式交付の条件のうち、経営目標に係る条件を変更いたしたいと存じます。

それぞれの変更点の詳細は、以下の「2.本制度の改定項目及び内容等」に記載のとおりです。

本制度の内容等は、上記内容を除き、上限金額や上限株数、本制度に基づき交付する譲渡制限付株式の概要も含め、現行どおりといたします。

(3) 提案を相当とする理由

本議案は、上記(2)記載の理由に基づき、上記(2)記載の本制度の目的を一層推進するために、本制度の内容を一部変更するものです。本議案は、上記目的に沿う内容の対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本制度に基づき対象取締役に1年間に発行又は処分される株式の上限数の発行済株式総数（2025年6月30日時点）に占める割合は、約0.11%であり、その希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は3名となります。

2. 本制度の改定項目及び内容等

本制度の概要は、対象取締役に対し、役務提供期間にわたって対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、第22期定時株主総会の第9号議案の3. (1) に定める算定方法により算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を役務提供期間終了後に交付するものであり、本議案に基づく本制度の改定項目及び内容は、以下のとおりです。

(1) 役務提供期間

ア 改定前

毎年の定時株主総会の開催日から2年後の定時株主総会の開催日までの期間

イ 改定後

毎年の定時株主総会の開催日から翌年の定時株主総会の開催日までの期間

(2) 本制度に係る報酬等の内容に係る本制度に基づく株式交付の条件

ア 改定前

本制度においては、各役務提供期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に当社株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 役務提供期間開始日が属する事業年度（以下「対象事業年度」といいます。）の当社株価成長率が1.0%を超えたこと

なお、当社株価成長率は、以下の式により算出されます。

$$\text{当社株価成長率} = \frac{B \div A}{D \div C}$$

A： 対象事業年度の直前事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値

B： 対象事業年度の第4四半期における当社株式終値の単純平均値

C： 対象事業年度の直前事業年度の第4四半期における東京証券取引所における同業他社の株式の普通取引の終値（以下「同業他社株式終値」といいます。）の単純平均値

D： 対象事業年度の第4四半期における同業他社株式終値の単純平均値

※同業他社とは、事業内容や会社規模等を勘案し当社取締役会にて指定する会社群を指します。

- ④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

イ 改定後

本制度においては、役務提供期間が終了し、以下の当社株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役に当社株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 役務提供期間開始日が属する当社の事業年度（以下「対象事業年度」といいます。）の相対TSRが1.0を超えたこと

なお、相対TSRは、対象事業年度の当社株主総利回り（Total Shareholder Return（TSR））を、同期間のTOPIX（配当込み）成長率と比較して算出するものであり、相対TSR、対象事業年度の当社TSR及び同期間のTOPIX（配当込み）成長率は、以下の算定式により算出されます。

$$\text{相対TSR} = \frac{\text{当社TSR}}{\text{TOPIX（配当込み成長率）}} = \frac{(B+C)/A}{E/D}$$

- A: 対象事業年度の初日の前日（同日を含む）の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値
- B: 対象事業年度の末日（同日を含む）の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値
- C: 対象事業年度における配当基準日に対応する当社株式1株あたり配当金の合計額
- D: 対象事業年度の初日の前日（同日を含む）の直前3か月の各日のTOPIX（配当込み）の終値の平均値
- E: 対象事業年度の末日（同日を含む）の直前3か月の各日のTOPIX（配当込み）の終値の平均値

- ④ 当社取締役会が定めたその他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

以 上

事業報告 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）におけるわが国経済は、賃上げをはじめとした雇用や所得環境の改善及びインバウンド需要の増加などにより、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で米国の政権交代による政策動向や不安定な国際情勢、エネルギー価格の高止まりによる物価上昇などの景気の下押しリスクもあり、先行きは不透明な状況が続いており、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況下で当社グループは環境の変化に合わせたビジネスモデルの転換を目指し「構内インフラ・インテグレーター」としてさらなる成長を続けてまいります。

ホームユース事業におきましては、ストック収益の積上げ効果が安定的に継続しております。また、注力しておりますネットワークカメラやインターホン対応システムである「FGスマートコール」などのクロスセル商材の売上也新築向けを軸に堅調に推移し、ホームユース事業における売上の割合も増加傾向にあります。

一方で機器の提供方法について売切方式を採用する案件を増加させており、取引初年度に原価が一括計上となることから利益率は一時的に減少傾向にあります。売切方式の採用により、取引初年度の利益率が減少するものの将来のストック収入の利益率改善及び償却資産の抑制に伴う税負担の軽減が今後期待できます。

以上の結果、売上高10,864百万円（前期比4.6%増）、セグメント利益2,638百万円（前期比9.4%減）と増収減益になりました。

ビジネスユース事業におきましては、注力していた医療介護施設、公共施設、観光施設向けの構内通信インフラサービスの売上が伸長し、第1四半期連結会計期間では医療介護施設向け、第2四半期連結会計期間では観光施設向け、第3四半期連結会計期間においては学校などの教育機関向け、第4四半期連結会計期間においては医療機関向け通信サービスに関する売上が計上されました。

一方で、利益率が高くなる大型案件の減少により利益率は減少傾向にあります。

以上の結果、売上高1,684百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益326百万円（前期比32.0%減）と増収減益になりました。

不動産事業におきましては、株式会社FGスマートアセットにおいて1件の不動産販売がありました。

以上の結果、売上高441百万円（前期比15.7%減）、セグメント利益67百万円（前期比17.0%増）と減収増益になりました。

その他の事業におきましては、株式会社オフグリッドラボにおける再生可能エネルギー（電力）事業に関する売上がありました。また新規に設立した株式会社エネパルスの設立関連費用が発生しております。

以上の結果、売上高は79百万円（前期比187.6%増）、セグメント損失は0百万円（前期はセグメント利益7百万円）となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高13,070百万円（前期比3.6%増）、営業利益1,958百万円（前期比18.0%減）、経常利益1,943百万円（前期比18.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,319百万円（前期比15.8%減）となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
13,070百万円 前期比 3.6%増	1,958百万円 前期比 18.0%減	1,943百万円 前期比 18.9%減	1,319百万円 前期比 15.8%減

[セグメント別売上高]

事業区分	売上高 (百万円)			構成比 (%)	前期比増減率 (%)
	第24期 2023年6月期	第25期 2024年6月期	第26期 2025年6月期		
ホームユース事業	9,600	10,386	10,864	83.1	4.6
ビジネスユース事業	1,512	1,675	1,684	12.9	0.5
不動産事業	1,674	523	441	3.4	△15.7
その他	8	27	79	0.6	187.6
合計	12,795	12,613	13,070	100.0	3.6

- (注) 1. ホームユース事業 …… インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供
2. ビジネスユース事業 …… フリー Wi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供
3. 不動産事業 …… 不動産販売、不動産賃貸事業
4. その他 …… 再生可能エネルギー（電力）事業、販売受託

- ② 設備投資の状況
当社グループが当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は1,568百万円であります。
その主なものは、サービス提供のための通信設備設置に伴う設備投資として、ホームユース事業向け設備投資1,490百万円、ビジネスユース事業向け通信設備投資54百万円であります。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度において経常的な運転資金の調達以外の重要な資金調達はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第23期 (2022年6月期)	第24期 (2023年6月期)	第25期 前連結会計年度 (2024年6月期)	第26期 当連結会計年度 (2025年6月期)
売上高(百万円)	10,624	12,795	12,613	13,070
経常利益(百万円)	1,604	2,290	2,395	1,943
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,073	1,482	1,567	1,319
1株当たり 当期純利益(円)	52.60	72.70	77.20	65.20
総資産(百万円)	13,087	12,764	13,076	12,144
純資産(百万円)	3,279	4,758	5,836	6,502
1株当たり純資産額(円)	160.74	230.12	285.59	320.34

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第23期 (2022年6月期)	第24期 (2023年6月期)	第25期 前事業年度 (2024年6月期)	第26期 当事業年度 (2025年6月期)
売上高(百万円)	8,921	10,753	11,643	12,366
経常利益(百万円)	1,262	1,942	2,016	1,687
当期純利益(百万円)	851	1,426	1,323	1,143
1株当たり 当期純利益(円)	41.71	69.92	65.18	56.52
総資産(百万円)	10,233	11,290	12,094	11,562
純資産(百万円)	2,411	3,784	4,611	5,102
1株当たり純資産額(円)	118.22	184.45	227.51	253.06

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	当社の議決権の比率	関係内容
株式会社 NOIS	東京都港区	10百万円	インターネット回 線取次事業	100.00%	役員の兼任あり
飛博網通科技 股份有限公司	台湾 台南市	500,000NT\$	機器開発・コール センター事業	100.00%	役員の兼任あり
株式会社 FG-Lab	東京都港区	35百万円	開発受託事業	100.00%	役員の兼任あり
株式会社 FGスマート アセット	東京都港区	50百万円	不動産の売買、賃 貸事業	100.00%	役員の兼任あり
株式会社 オフグリッドラボ	東京都港区	35百万円	再生可能エネルギ ー（電力）事業	16.67%	役員の兼任あり
株式会社 エネパルス	東京都港区	20百万円	販売受託	51.00%	役員の兼任あり

(注) 1. 2024年7月23日に株式会社エネパルスを設立いたしました。

2. 株式会社オフグリッドラボは当社の議決権の比率が100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、賃上げをはじめとした雇用や所得環境の改善及びインバウンド需要の増加などにより、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で米国の政権交代による政策動向や不安定な国際情勢、エネルギー価格の高止まりによる物価上昇などの景気の下押しリスクもあり、先行きは不透明な状況が続いており、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況下で当社グループは、環境変化に対応するためのビジネスモデルの変換時期と考え、従来の独立系Wi-Fiソリューション企業から構内インフラ・インテグレーターへの地歩硬めを進めてまいります。

①ホームユース事業

住環境向けのホームユース事業では、レジデンスWi-Fiサービスの新規契約獲得及びシェア拡大を目標に掲げ、邁進してまいります。具体的には既築案件の掘り起こしの加速、B to Cサービス等の新ビジネスモデルをスタートさせてまいります。

またリモートワークの通信品質向上やセキュリティ強化と共に、賃貸マンションの通信需要獲得とクロスセル商材の充実によりサービス単価アップに貢献する目論見であります。

②ビジネスユース事業

ビジネスユース事業は、医療介護施設、公共施設、観光施設向けなどの構内通信インフラサービス需要の市場開拓のみならず、さらなる営業体制の強化と専門性の高度化により多様な顧客ニーズに応える体制を整備し、さらなる売上及び利益貢献を行う見込みであります。

③コスト上昇への対応

通信トラフィックの急拡大、円安の影響等によるコスト上昇に対応するため、回線の有効活用などの合理化、為替予約などの為替リスク軽減策の検討によりコスト上昇の影響を抑える対策を行ってまいります。

④社内システムの効率化・生産性向上

会社規模拡大に伴う業務の煩雑化に対応し、社内業務の効率化及び生産性向上が必須と考えております。そのため当社の基幹システムの変更や財務分析ツールの導入等の社内体質強化に取り組んでまいります。

⑤内部統制の安定運用とコンプライアンスの遵守

当社は、「内部統制」、「コンプライアンス」、「開示情報統制」が十分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築することが経営上の重要な課題と認識しております。株主をはじめとする全てのステークホルダー及び社会からの信頼を確保することが企業価値向上につながると考え、公正性・効率性を追求しながら、健全で透明性のある経営に努めるとともにアカウントビリティ（説明責任）を果たしてまいります。また、株主をはじめとするステークホルダーに対して適時かつ適切に情報開示を行う経営体制の構築・整備に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

セグメントの名称	主要な事業内容 (主要な品目・サービス)
ホー ム ユ ー ス 事 業	インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供
ビ ジ ネ ス ユ ー ス 事 業	フリー Wi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供
不 動 産 事 業	不動産販売、不動産賃貸事業
そ の 他	再生可能エネルギー (電力) 事業、販売受託

(6) 主要な営業所 (2025年6月30日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	北海道札幌市中央区南1条西八丁目10番地3 第28桂和ビル
東 京 オ フ ィ ス	東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目3番7号 瓦町KTビル
名 古 屋 オ フ ィ ス	愛知県名古屋市中区錦一丁目20番10号 HR・NET伏見ビル
仙 台 オ フ ィ ス	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番18号 オークツリー榴岡
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市博多区祇園町1-28 いちご博多ビル

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
株 式 会 社 N O I S	東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル
飛博網通科技股份有限公司	台湾台南市安平區平通里慶平路571號5樓
株 式 会 社 F G - L a b	東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル
株式会社FGスマートアセット	東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル
株式会社オフグリッドラボ	東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル
株 式 会 社 エ ネ パ ル ス	東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル

(7) 使用人の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期中の増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	135名	134名	1名減	37歳3ヵ月	5年1ヵ月
女 性	95名	105名	10名増	34歳7ヵ月	5年8ヵ月
合計又は平均	230名	239名	9名増	36歳1ヵ月	5年4ヵ月

(注) 使用人数は就業人員であり、派遣社員およびアルバイトを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	127名	37歳0ヵ月	5年1ヵ月
女 性	100名	34歳6ヵ月	5年8ヵ月
合 計 又 は 平 均	227名	35歳11ヵ月	5年4ヵ月

(注) 使用人数は就業人員であり、派遣社員およびアルバイトを含んでおりません。

③ 女性管理職(役職者)の比率は以下のとおりであります。

女 性 管 理 職 の 比 率	25.6%
-----------------	-------

(8) 主な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,223百万円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	1,017百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	227百万円
株 式 会 社 青 森 み ち の く 銀 行	114百万円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	105百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社である株式会社オフグリッドラボは、エコモット株式会社より株式会社パワーでんきイノベーションの全株式を取得し、完全子会社といたしました。なお、本件に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 株式の現況（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 79,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,593,600株（自己株式472,207株を含む）
- (3) 株主数 6,491名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社MIコーポレーション	4,749,000株	23.60%
猪又 將哲	2,794,790株	13.88%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,134,200株	10.60%
三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲23号）	1,700,000株	8.44%
松本 泰三	1,097,400株	5.45%
株式会社UH5	977,500株	4.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	845,900株	4.20%
藪 太一	200,000株	0.99%
大和証券株式会社	190,300株	0.94%
BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1 （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	173,200株	0.86%
光通信株式会社	163,200株	0.81%

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（472,207株）を控除して計算しております。
3. 三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲23号）1,700,000株は、委託者兼受益者を当社代表取締役の猪又將哲、受託者を三井住友信託銀行株式会社とする株式の管理を目的とした信託契約にかかるものです。また、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数2,134,200株のうち800,000株については、当社代表取締役の猪又將哲の保有株式につき寄付株式管理信託契約を締結したことによるものです。そのため、猪又將哲の実質の所有株式数は猪又將哲の資産管理会社である株式会社MIコーポレーションの持株数も合計した10,043,790株、その割合は49.91%となります。

【所有者別株式分布状況】

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	9	28	48	90	23	6,293	6,491	－
所有株式数 （単元）	0	47,464	4,190	59,654	10,218	112	84,114	205,752	18,400
所有株式数の割合（％）	0	23.07	2.04	28.99	4.97	0.05	40.88	100.00	－

（注）自己株式472,207株は、「個人その他」に4,722単元及び「単元未満株式の状況」に7株を含めて記載しております。

（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

（６）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

（１）当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年6月30日現在）

会社における 地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	いの また まさ のり 猪 又 將 哲		株式会社MIコーポレーション代表取締役 株式会社FG-Lab 取締役 株式会社FGスマートアセット取締役 株式会社オフグリッドラボ代表取締役社長 一般社団法人Sakura Aid代表理事 公益財団法人MI財団代表理事 一般社団法人MIマネジメント代表理事 株式会社3eee社外取締役 一般社団法人集合住宅デジタル高度化協 議 会 理 事 公益財団法人北海道観光機構 理事副会 長
取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	いし かわ だい すけ 石 川 大 輔	営業統括 兼 ビジネスユ ー ス 営 業 本 部 長	株式会社エネパルス取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	はま うづ たか ふみ 濱 渦 隆 文	経 営 企 画 本 部 長	株式会社FGスマートアセット監査役 飛博網通科技股份有限公司 董事
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	かね こ ひさし 金 子 尚	エネルギー事業推進部長	株式会社FGスマートアセット取締役 株式会社オフグリッドラボ取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	いし まる み え 石 丸 美 枝	経 営 管 理 本 部 長	公認会計士石丸会計事務所所長 株式会社FG-Lab 監査役 日本郵便株式会社 社外監査役
取 締 役 (社 外 取 締 役)	しの だ のぶ ゆき 篠 田 信 幸	指名報酬委員会委員長	－
取 締 役 (社 外 取 締 役)	しま はた ち か こ 島 畑 知可子		社労士事務所 Pirika Office 代表 株式会社Pirika代表取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	たつ た てつ お 立 田 哲 朗		飛博網通科技股份有限公司 監査役 富良野地方卸売市場株式会社社外監査役 株式会社魚はん 非常勤監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	お ばた とち ひろ 小 幡 朋 弘		弁護士法人PLAZA総合法律事務所代表社員 株式会社東北エンタープライズ 社外取締役 株式会社パラダイムシフト 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	かま だ ひろ し 鎌 田 啓 志		オフィスK. 代表 公益財団法人 MI財団監事

- (注) 1. 取締役篠田信幸氏、島畑知可子氏、小幡朋弘氏、鎌田啓志氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員小幡朋弘氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役及び使用人等からの情報収集及び内部監査室との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能の強化を図るため、立田哲朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役（監査等委員含む）の全員を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は監査等委員でない社外取締役2名および監査等委員である社外取締役2名との間で、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2023年8月23日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容については、あらかじめ指名報酬委員会へ諮問し、答申を受ける旨を決議しております。

指名報酬委員会は社外取締役が委員長を担うとともに、委員の過半数を社外役員で構成することで客観性・透明性を強化しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a 基本方針

当社の取締役報酬につきましては、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、職位に基づき支給される固定報酬、年度業績目標達成による短期株式報酬、長期経営目標達成による長期株式報酬で構成されております。また、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、固定報酬および長期株式報酬で構成されております。

(ア) 固定報酬

固定報酬は、職位等に応じて決定し、金銭にて毎月支給しております。

- (イ) 株式報酬
- ・ 短期株式報酬および長期株式報酬

下記b.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針をご参照ください。

- b 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

- ・ 短期株式報酬

監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）に対し、毎年の定時株主総会の開催日からその翌年の定時株主総会の開催日までの期間にわたって対象となる取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を当該期間終了後に交付するものです。当社の短期的な経営管理の数値目標である「連結経常利益」を短期の数値目標として設定し、数値目標が達成された場合に支給いたします。

- ・ 長期株式報酬

取締役に対し、毎年の定時株主総会の開催日から2年後の定時株主総会の開催日までの期間にわたって対象となる取締役が当社の取締役その他当社取締役会にて定める地位を有していること等を条件として、事前に定める算定方法により算定される数の当社株式を当該期間終了後に交付するものです。当社の長期的な経営管理の数値目標である当社株式の株価成長率が1.0を超えた場合に支給いたします。

- c 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、職位に基づき金銭で支給される固定報酬、年度業績目標達成による短期株式報酬、長期経営目標達成による長期株式報酬で構成されており、固定報酬、短期株式報酬、長期株式報酬の配分比率は70%：10%：20%となることを目安とし、各取締役の職位および業績評価、報酬基準に基づき報酬等の額を決定しております。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、固定報酬および長期株式報酬で構成されており、監査等委員以外の社外取締役の固定報酬および長期株式報酬の配分比率は80%：20%となることを目安とし、各取締役の職位および報酬基準に基づき報酬等の額を決定しております。

- d 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき当社代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、経営方針および目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して決定することとしております。

取締役会は、当該権限が当社代表取締役によって適切に行使されるよう、任意の指名報酬委員会を設置し、当社代表取締役が、取締役の報酬等の額の決定過程において、任意の指名報酬委員会が審議を行った取締役報酬計算方法等を十分に検討することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百 万 円)			対象となる役員の 員 数 (名)
		基本報酬	業績 連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	127 (6)	127 (6)	－ (－)	－ (－)	7 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	15 (6)	15 (6)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	143 (13)	143 (13)	－ (－)	－ (－)	10 (4)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は(4)取締役の報酬等に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の現況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2. 取締役の金銭報酬の限度額は次のとおり決議いただいております。

取締役 年額 350百万円以内(うち社外取締役は年額50百万円以内)
(監査等委員以外) (2021年9月28日定時株主総会決議)
当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員以外)の員数は7名(うち社外取締役2名)です。

取締役 年額 60百万円以内(2021年9月28日定時株主総会決議)
(監査等委員)
当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の株式報酬の限度額は次のとおり決議いただいております。

(2021年9月28日定時株主総会決議及び2023年9月27日定時株主総会決議)

短期株式報酬制度	取締役	年額	50百万円以内（社外取締役は対象外）
	（監査等委員以外）	株式数	普通株式 56,000株以内（社外取締役は対象外）
	当該定時株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員以外）の員数は5名（社外取締役は対象外）です。		

長期株式報酬制度	取締役	年額	50百万円以内（うち社外取締役は10百万円以内）
	（監査等委員以外）	株式数	普通株式 112,000株以内（うち社外取締役は12,000株以内）
	当該定時株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員以外）の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。		

長期株式報酬制度	取締役	年額	20百万円以内
	（監査等委員）	株式数	普通株式 23,000株以内
	当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。		

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名報酬委員会で審議され、その内容を当社代表取締役が考慮した上で個人別の報酬を決定しており、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお2023年6月より指名報酬委員会を設置しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

・委任を受けた者の氏名・地位および担当

代表取締役社長 執行役員 猪又將哲

・委任された権限の内容

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定

・権限を委任した理由

当社代表取締役 猪又將哲氏が当社グループ経営全体を統括しているため

・適切に権限行使されるようにするための措置

当社代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会の報告を得たうえで、上記について決定するものとします。

なお、監査等委員の報酬額は、監査等委員会が決定するものとします。

(5) 社外役員に関する事項 (2025年6月30日現在)

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等の関係

地 位	氏 名	兼 職 先 お よ び 兼 職 内 容
取締役	篠 田 信 幸	—
取締役	しま はた ち か こ 島 畑 知 可 子	社労士事務所 Pirika Office 代表 株式会社Pirika代表取締役
取締役 (監査等委員)	お ば た とも ひろ 小 幡 朋 弘	弁護士法人PLAZA総合法律事務所代表社員 株式会社東北エンタープライズ社外取締役 株式会社パラダイムシフト社外監査役
取締役 (監査等委員)	かま だ ひろ し 鎌 田 啓 志	オフィスK.代表 公益財団法人 MI財団 監事

(注) 当社と上記各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取締役会 及び指名 報酬委 員会	監 査 等 委 員 会	出 席 状 況 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
しの だ のぶ ゆき 篠 田 信 幸	取締役会 14回中 14回出席 (100%) 指名報酬委 員会 3回中 3回出席 (100%)	—	当事業年度に開催された取締役会（書面開催を除く） 14回の全てに出席いたしました。取締役会において当 社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モ ニタリング機能を果たし、当社の経営戦略に関する助 言・提言、当社取締役会の客観性およびコーポレート・ ガバナンスの向上につながる助言・提言を行っておりま す。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名報酬 委員会の委員長として、取締役の指名及び報酬決定方法 についての審議を主導し、委員会としての答申案を取り 纏めております。
しま はた ち か こ 島 畑 知 可 子	取締役会 14回中 14回出席 (100%) 指名報酬委 員会 3回中 3回出席 (100%)	—	当事業年度に開催された取締役会（書面開催を除く）14 回の全てに出席いたしました。主に社会保険労務士とし ての専門的見地から、社外取締役として客観的な視点で 議案審議および適宜助言、提言を行っております。また、 同氏は当社の任意の諮問機関である指名報酬委員会 にも出席し、社外の立場からの客観的な助言や意見交換 を行っております。
お ばた とも ひろ 小 幡 朋 弘	取締役会 14回中 14回出席 (100%) 指名報酬委 員会 3回中 3回出席 (100%)	14回中 14回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会（書面開催を除く） 14回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、社外監査等委員 として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議およ び適宜助言、提言を行っております。また、同氏は当社の 任意の諮問機関である指名報酬委員会にも出席し、社外 の弁護士としての立場からの客観的な助言や意見交換を 行っております。
かま だ ひろ し 鎌 田 啓 志	取締役会 14回中 14回出席 (100%) 指名報酬委 員会 3回中 3回出席 (100%)	14回中 14回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会（書面開催を除く） 14回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 長年に亘り中小企業診断士としての豊富な業務経験と経 営全般および管理・運営業務に関する知見を有し、事業 会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメント および経営戦略などに当社取締役会の客観性およびコ ーポレート・ガバナンスの向上につながる助言・提言を 行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関で ある指名報酬委員会にも出席し、社外の立場からの客観 的な助言や意見交換を行っております。

- ③ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。
- ④ 事業報告記載事項に関する意見
該当する事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の拡大と株主の利益増加に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、成長投資による業績拡大を目指すとともに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして捉えております。

各事業年度の利益を大きく三分割し、原則として、うち三分の一を株主の皆様への還元として利益配当の原資とし、うち三分の一を重要な人的資本である役職員への還元及び会社がさらに成長するための事業投資に活用し、残り三分の一を内部留保とする「三方良し」を前提に配当性向33%程度を基本と設定しつつも、株主還元をより重視する方針です。

以上を踏まえ、当事業年度は中間配当が1株当たり13.5円、期末配当は1株当たり13.5円と年間配当は1株当たり27.0円といたします。

次期の配当につきましては上記方針に基づき、1株当たり13.5円の中間配当及び1株当たり13.5円の期末配当と年間配当は1株当たり27.0円を予定しております。

連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	4,707	【流 動 負 債】	3,645
現 金 及 び 預 金	1,853	買 掛 金	681
売 掛 金	1,809	短 期 借 入 金	240
契 約 資 産	182	1年内返済予定の長期借入金	1,070
商 品	577	未 払 法 人 税 等	176
販 売 用 不 動 産	212	契 約 負 債	987
仕 掛 品	0	賞 与 引 当 金	85
そ の 他	77	そ の 他	403
貸 倒 引 当 金	△5	【固 定 負 債】	1,996
【固 定 資 産】	7,436	社 債	50
(有 形 固 定 資 産)	6,998	長 期 借 入 金	1,884
建 物	32	退 職 給 付 に 係 る 負 債	61
工 具 、 器 具 及 び 備 品	10	負 債 合 計	5,641
通 信 設 備	6,956	純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	82	【株 主 資 本】	6,442
ソ フ ト ウ エ ア	49	資 本 金	494
ソフトウエア仮勘定	33	資 本 剰 余 金	423
(投資その他の資産)	355	利 益 剰 余 金	6,017
投 資 有 価 証 券	11	自 己 株 式	△493
敷 金	45	【その他の包括利益累計額】	3
繰 延 税 金 資 産	281	その他有価証券評価差額金	△0
そ の 他	18	為 替 換 算 調 整 勘 定	3
貸 倒 引 当 金	△1	【 株 式 引 受 権 】	10
【繰 延 資 産】	0	【 非 支 配 株 主 持 分 】	46
創 立 費	0	純 資 産 合 計	6,502
資 産 合 計	12,144	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,144

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
【売 上 高】			13,070
【売 上 原 価】			7,641
	売 上 総 利 益		5,428
【販売費及び一般管理費】			3,470
	営 業 利 益		1,958
【営 業 外 収 益】			
ポイント収入額	5		
受取損害賠償金	3		
その他の	2		11
【営 業 外 費 用】			
支払利息	23		
為替差損	2		
その他の	0		26
	経 常 利 益		1,943
【特 別 損 失】			
固定資産除却損	52		52
	税金等調整前当期純利益		1,890
	法人税、住民税及び事業税	490	
	法人税等調整額	91	581
	当 期 純 利 益		1,309
	非支配株主持分に帰属する当期純損失		△10
	親会社株主に帰属する当期純利益		1,319

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	3,938	【流 動 負 債】	4,513
現 金 及 び 預 金	1,338	買 掛 金	713
売 掛 金	1,766	短 期 借 入 金	1,119
契 約 資 産	182	1年内返済予定の長期借入金	1,070
商 品	576	未 払 法 人 税 等	178
仕 掛 品	0	契 約 負 債	969
そ の 他	79	賞 与 引 当 金	81
貸 倒 引 当 金	△5	そ の 他	380
【固 定 資 産】	7,623	【固 定 負 債】	1,946
(有 形 固 定 資 産)	6,997	長 期 借 入 金	1,884
建 物	32	退 職 給 付 引 当 金	61
工 具、器 具 及 び 備 品	8	負 債 合 計	6,459
通 信 設 備	6,956	純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	81	【株 主 資 本】	5,092
ソ フ ト ウ エ ア	51	資 本 金	494
ソフトウエア仮勘定	30	資 本 剰 余 金	415
(投資その他の資産)	544	資 本 準 備 金	400
投 資 有 価 証 券	1	そ の 他 資 本 剰 余 金	14
関 係 会 社 株 式	206	利 益 剰 余 金	4,675
敷 金	44	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,675
繰 延 税 金 資 産	274	繰 越 利 益 剰 余 金	4,675
そ の 他	18	自 己 株 式	△493
貸 倒 引 当 金	△1	【評 価 ・ 換 算 差 額 等】	△0
資 産 合 計	11,562	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△0
		【 株 式 引 受 権 】	10
		純 資 産 合 計	5,102
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,562

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
【売 上 高】			12,366
【売 上 原 価】			7,216
	売 上 総 利 益		5,150
【販売費及び一般管理費】			3,440
	営 業 利 益		1,709
【営 業 外 収 益】			
ポイント収入額		5	
そ の 他		1	6
【営 業 外 費 用】			
支 払 利 息		28	
為 替 差 損		0	
そ の 他		0	29
	経 常 利 益		1,687
【特 別 損 失】			
固 定 資 産 除 却 損		52	52
	税引前当期純利益		1,634
	法人税、住民税及び事業税	410	
	法 人 税 等 調 整 額	79	490
	当 期 純 利 益		1,143

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月22日

株式会社ファイバーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	金子 靖
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	村上 智昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファイバークの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファイバーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 8月22日

株式会社ファイバークート
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	金 子 靖
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	村 上 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファイバークートの2024年7月1日から2025年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査等委員会監査報告書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、対面・オンライン形式を併用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、その内容について確認致しました。
- ③会計監査人と意思の疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及びその職務の執行状況と結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を検討いたしました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

株式会社ファイバーゲート 監査等委員会

常勤監査等委員 立 田 哲 朗

監 査 等 委 員 小 幡 朋 弘

監 査 等 委 員 鎌 田 啓 志

(注) 監査等委員 小幡朋弘及び鎌田啓志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第26期 定時株主総会会場ご案内

会 場	札幌国際ビル 8階		
住 所	札幌市中央区 北4条西4丁目1番地	TEL	011-241-9020（代表）



交通のご案内

最寄り駅からのアクセス

地下鉄南北線・東西線・東豊線「さっぽろ駅」8番出口横

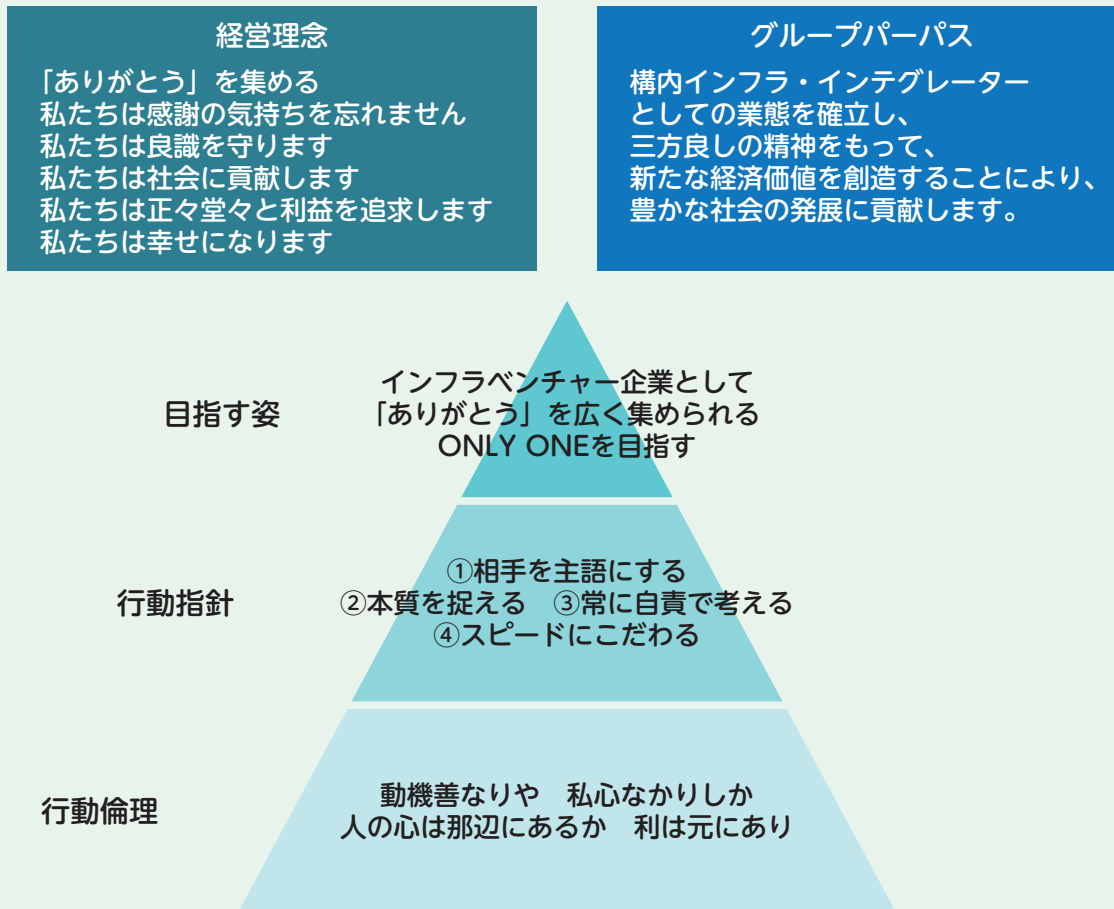
ファイバーゲートフィロソフィーについて

当社グループは、組織文化の一層の定着を目指してコーポレートフィロソフィーを制定いたしました。このコーポレートフィロソフィーは、従来の経営理念などを改めて見直し、「経営理念」「パーパス」「目指す姿」「行動指針」「行動倫理」の5つの要素で構成されています。

これにより、組織活動の土台となる普遍的な信念をより明確にし、全社員で共有する指針としてまいります。

当社グループは、このファイバーゲートフィロソフィーのもと、お客様に幸せ（利便性、快適さ）を提供し、豊かな社会の発展に貢献することを目指してまいります。

ファイバーゲートフィロソフィーの構図



■[ファイバーゲートフィロソフィーについてはこちら→](#)



ファイバーゲートグループ会社のご紹介



株式会社FG-Lab

設立：2020年1月

所在地：〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号

代表取締役社長 井上 聡志

事業内容：開発受託事業

■パーパス

FG-Labは、モノづくりを通じて、お客様の通信環境構築に最適な製品を提供することで価値を創出し、世の中の人々と人が「つながる」場の創出に貢献し続けます。



株式会社オフグリッドラボ

設立：2021年7月

所在地：〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号

代表取締役社長 猪又 将哲

事業内容：再生可能エネルギー（電力）事業

■パーパス

オフグリッドラボはエネルギーの最適化をすることによって、社会の経済活動活性化と持続可能な社会の実現に貢献します。



株式会社FGスマートアセット

設立：2021年2月

所在地：〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号

代表取締役社長 松本 泰三

事業内容：SDGs エコロジーマンションの企画・開発・賃貸・売買事業

■パーパス

FGスマートアセットは、スマートマンションの開発・仲介を通じて「マンションのエコロジー化」を追求し、持続可能な社会の実現と豊かで快適な住環境の創造を目指します。



株式会社エネパルス

設立：2024年7月

所在地：〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号

代表取締役社長 山路 泰地

事業内容：電気通信サービスの販売受託、再生可能エネルギーサービスの販売受託、エネルギーサービスの販売受託

■パーパス

エネパルスは、エネルギーの力で不動産に再び命を吹き込み、埋もれていた価値を引き出し、不動産の未来を塗り替えます。



飛博網通科技股份有限公司 (Fibergate Taiwan Inc.)

設立：2015年6月

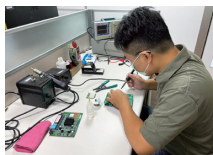
所在地：台南市安平區平通里慶平路571號5樓

董事長 井上 聡志

事業内容：機器開発、コールセンター事業

■パーパス

ファイバーゲート台湾は、台湾の地の利を生かしつつ、自らの成長を以て、ファイバーゲートグループを支える組織になります。



IR note マガジンのご案内

より投資家様に企業理解を深めていただけるよう

IR note マガジンをはじめました。

ぜひフォローをお願いいたします。



note



https://note.com/fg_ir